

北上地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和元年10月21日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第3号

北上地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正
する条例

(別紙のとおり)

議案第13号

北上地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例（昭和49年北上地区消防組合条例第11号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後														
1	<p>第5条 北上地区消防組合北上消防署、西和賀消防署に次のとおり分署、出張所を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位 置</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北上市和賀町藤根17地割70番地</td> <td>北上地区消防組合北上消防署和賀中部分署</td> </tr> <tr> <td>北上市相去町平林3番地5</td> <td>北上地区消防組合北上消防署大堤分署</td> </tr> <tr> <td>和賀郡西和賀町川尻40地割103番地6</td> <td>北上地区消防組合西和賀消防署湯田出張所</td> </tr> </tbody> </table>	位 置	名 称	北上市和賀町藤根17地割70番地	北上地区消防組合北上消防署和賀中部分署	北上市相去町平林3番地5	北上地区消防組合北上消防署大堤分署	和賀郡西和賀町川尻40地割103番地6	北上地区消防組合西和賀消防署湯田出張所	<p>第5条 北上地区消防組合北上消防署、西和賀消防署に次のとおり分署を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位 置</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北上市和賀町藤根17地割70番地</td> <td>北上地区消防組合北上消防署和賀分署</td> </tr> <tr> <td>北上市相去町平林3番地5</td> <td>北上地区消防組合北上消防署大堤分署</td> </tr> </tbody> </table>	位 置	名 称	北上市和賀町藤根17地割70番地	北上地区消防組合北上消防署和賀分署	北上市相去町平林3番地5	北上地区消防組合北上消防署大堤分署
位 置	名 称															
北上市和賀町藤根17地割70番地	北上地区消防組合北上消防署和賀中部分署															
北上市相去町平林3番地5	北上地区消防組合北上消防署大堤分署															
和賀郡西和賀町川尻40地割103番地6	北上地区消防組合西和賀消防署湯田出張所															
位 置	名 称															
北上市和賀町藤根17地割70番地	北上地区消防組合北上消防署和賀分署															
北上市相去町平林3番地5	北上地区消防組合北上消防署大堤分署															
2	<p>第5条 北上地区消防組合北上消防署、西和賀消防署に次のとおり分署を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位 置</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北上市和賀町藤根17地割70番地</td> <td>北上地区消防組合北上消防署和賀分署</td> </tr> <tr> <td>北上市相去町平林3番地5</td> <td>北上地区消防組合北上消防署大堤分署</td> </tr> </tbody> </table>	位 置	名 称	北上市和賀町藤根17地割70番地	北上地区消防組合北上消防署和賀分署	北上市相去町平林3番地5	北上地区消防組合北上消防署大堤分署	<p>第5条 北上地区消防組合北上消防署、西和賀消防署に次のとおり分署を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位 置</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北上市和賀町藤根17地割70番地</td> <td>北上地区消防組合北上消防署和賀分署</td> </tr> <tr> <td>北上市相去町平林3番地5</td> <td>北上地区消防組合北上消防署大堤分署</td> </tr> </tbody> </table>	位 置	名 称	北上市和賀町藤根17地割70番地	北上地区消防組合北上消防署和賀分署	北上市相去町平林3番地5	北上地区消防組合北上消防署大堤分署		
位 置	名 称															
北上市和賀町藤根17地割70番地	北上地区消防組合北上消防署和賀分署															
北上市相去町平林3番地5	北上地区消防組合北上消防署大堤分署															
位 置	名 称															
北上市和賀町藤根17地割70番地	北上地区消防組合北上消防署和賀分署															
北上市相去町平林3番地5	北上地区消防組合北上消防署大堤分署															

			<u>北上市村崎野22地割1 42番地2</u>	<u>北上地区消防組合北上消防署村崎 野分署</u>																	
3	第4条 消防署の位置、名称及び管轄区域は、次のとおりとする。		第4条 消防署の位置、名称及び管轄区域は、次のとおりとする。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>位 置</th> <th>名 称</th> <th>管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北上市柳原町二丁目 3番6号</td> <td>北上地区消防組合 北上消防署</td> <td>北上市全域</td> </tr> <tr> <td><u>和賀郡西和賀町清水 ヶ野18地割4番地7</u></td> <td>北上地区消防組合 西和賀消防署</td> <td><u>西和賀町の全 域</u></td> </tr> </tbody> </table>	位 置	名 称	管轄区域	北上市柳原町二丁目 3番6号	北上地区消防組合 北上消防署	北上市全域	<u>和賀郡西和賀町清水 ヶ野18地割4番地7</u>	北上地区消防組合 西和賀消防署	<u>西和賀町の全 域</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>位 置</th> <th>名 称</th> <th>管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北上市柳原町二丁目 3番6号</td> <td>北上地区消防組合 北上消防署</td> <td>北上市全域</td> </tr> <tr> <td><u>和賀郡西和賀町沢内 字大野13地割3番地1 8</u></td> <td>北上地区消防組合 西和賀消防署</td> <td>西和賀町全域</td> </tr> </tbody> </table>	位 置	名 称	管轄区域	北上市柳原町二丁目 3番6号	北上地区消防組合 北上消防署	北上市全域	<u>和賀郡西和賀町沢内 字大野13地割3番地1 8</u>	北上地区消防組合 西和賀消防署	西和賀町全域	
位 置	名 称	管轄区域																			
北上市柳原町二丁目 3番6号	北上地区消防組合 北上消防署	北上市全域																			
<u>和賀郡西和賀町清水 ヶ野18地割4番地7</u>	北上地区消防組合 西和賀消防署	<u>西和賀町の全 域</u>																			
位 置	名 称	管轄区域																			
北上市柳原町二丁目 3番6号	北上地区消防組合 北上消防署	北上市全域																			
<u>和賀郡西和賀町沢内 字大野13地割3番地1 8</u>	北上地区消防組合 西和賀消防署	西和賀町全域																			
備考 改正部分は、下線の部分である。																					

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和元年10月21日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

西和賀消防署湯田出張所の閉所、北上消防署北部消防庁舎の新設及び西和賀消防署の新設等に伴い、所要の改正をしようとするものである。